

**公益社団法人日本語教育学会
第5回代議員選挙のご案内**

2021年2月22日

公益社団法人日本語教育学会

第5回代議員選挙管理委員会

目 次

1. 第5回代議員選挙のあらまし	1
2. 第5回代議員選挙の公示	2
3. 第5回代議員選挙についてのご依頼	3
4. 第5回代議員選挙のご案内	4
5. 第5回代議員選挙手続日程（予定）	8
6. 第5回代議員選挙ブロック別代議員定数	9
7. 代議員選挙に関する選挙管理委員会および地域ブロック運営委員会の役割	10

代議員選挙のあらまし

1

地域ブロックと第5回代議員選挙の代議員数

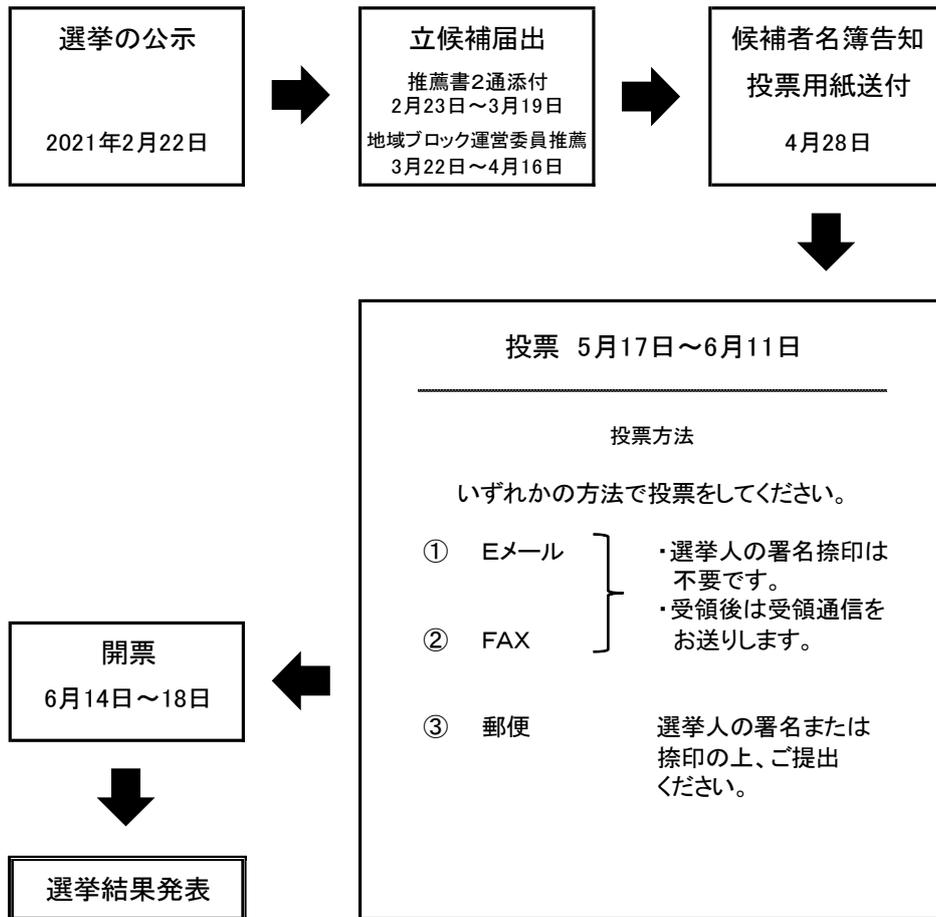
地域ブロック(国内)	代議員数
北海道・東北	2
関東	17
北陸・中部・近畿	10
中国・四国・九州	5
小計	34

地域ブロック(海外)	代議員数
アジア・オセアニア	2
ヨーロッパ・中近東・アフリカ	1
北米・中米・南米	1
小計	4

合計 38人

2

代議員選挙公示から結果発表まで



第5回代議員選挙の公示

公益社団法人日本語教育学会定款第5条第3項並びに代議員選出手続に関する規程第12条及び第13条の規定に基づき、第5回代議員選挙を次のとおり行う。

1. 代議員の総定数：38名

地域ブロックごとの定数：

- (1) 北海道・東北 …………… 2名
- (2) 関東 …………… 17名
- (3) 北陸・中部・近畿 …………… 10名
- (4) 中国・四国・九州 …………… 5名
- (5) 海外
 - イ. アジア・オセアニア…………… 2名
 - ロ. 北・中・南米…………… 1名
 - ハ. ヨーロッパ・中近東・アフリカ 1名

2. 代議員の任期

代議員選挙終了日の翌日から、2年後に行われる第6回代議員選挙終了の日まで

3. 代議員立候補受付期間

2021年2月23日～3月19日

4. 地域ブロック運営委員による推薦期間

2021年3月22日～4月16日

5. 投票期間

2021年5月17日～6月11日

6. 開票日

2021年6月14日～18日

7. 選挙終了日

2021年6月21日

8. 新代議員任期の開始日

2021年6月22日

2021年2月22日

公益社団法人日本語教育学会
普通会員各位

公益社団法人日本語教育学会
第5回代議員選挙管理委員会
委員長 西原 鈴子
委員 伊東 祐郎
嶋田 和子

第5回代議員選挙についてのご依頼

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

本学会は、ご高承のとおり、代議員制度をとっております。法律上の社員にあたる代議員の制度を採り入れ、普通会員による選挙により、会員100名に対し1名の割合で代議員を選出します。選ばれた代議員は代議員総会を構成し、代議員総会は学会の最高意思決定機関となります。

本年につきましては、第5回目の代議員改選の年となります。定款及び関係規程に基づき、第5回代議員選挙を前ページのとおり公示し、代議員選挙を実施いたします。普通会員のみなさまにおかれては、代議員への立候補、代議員候補者の推薦および代議員選挙投票に積極的にご協力を賜りますようお願いいたします。

代議員選挙についてのご案内については、次ページ以下の資料をご参照ください。

ご不明な箇所等については、下記の事務局にご照会願います。

記

公益社団法人日本語教育学会第5回代議員選挙管理委員会事務局

住所：〒101-0065 東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会2F

電話：03-3262-4291

FAX：03-5216-7552

E-mail：senkyo@nkg.or.jp

ホームページ：http://www.nkg.or.jp

以上

第5回代議員選挙のご案内

1. 代議員制度について

約 3,700 人の普通会員をもって構成する日本語教育学会は、公益社団法人に移行した後は、代議員制度をとっています。現在では、移行前の普通会員による総会に代えて、代議員で構成する代議員総会が最高意思決定機関となっています。

会員総会を開催するには、会員の過半数が出席（書面表決書や委任状出席を含む）する必要があります。本会の会員がおおよそ 3,700 人という現状から、総会ごとに 1,800 人を超える会員の出席を確保することは、さまざまな理由から、極めて難しいという実情があります。そこで、普通会員 100 名に対して代議員 1 名の割合で代議員を選び（地域ブロックと代議員定数については、p.9 をご参照ください）、普通会員を代表して代議員が学会の重要な事柄の決定を行う代議員総会を構成する体制をとっています。

2. 第5回代議員選挙の日程について

第5回代議員選挙の日程については、8 ページのとおり予定しております。主要な点は、以下のとおりです。

2021年2月23日-3月19日	代議員立候補受付
3月22日-4月16日	地域ブロック運営委員による推薦期間
5月17日-6月11日	選挙投票
6月14日-6月18日	投票開票、代議員当選選挙結果確定
6月21日	新代議員の会長承認、選挙終了
6月22日	代議員任期開始

3. 代議員の役割について

代議員は、公益社団法人の法律上の社員に当たります。公益社団法人としての日本語教育学会は、代議員により代議員総会（法律に定める社員総会）を構成します。全ての代議員をもって構成する代議員総会は、次のことを決定する役割、権限を持っています。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算
- (5) 入会の基準並びに入会金及び会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の譲渡、公益目的事業の全部の廃止
- (9) そのほか、法令や定款で定められた事項

4. 投票について

普通会員は、選挙人として一人一票の投票権を持っています。学会に登録した各自の住所のある地域から立候補した代議員候補者について、1名を選び投票を行うこととなります。4月にお送りする投票用紙の書式により、投票してください。

例えば、海外の場合、アジア地域の会員は、「アジア・オセアニア」ブロックから立候補した代議員候補者1名を選んで投票してください。

なお、選挙人は学会の普通会員であり、代議員選挙投票日において、会費滞納期間が2年度をこえていないことが条件になります。

代議員選挙の投票は、次のいずれかの方法によります。

(1) Eメール

投票用紙に必要な事項を記入のうえ、下記のアドレス宛に添付ファイルでお送りください。メールアドレス： senkyo@nkg.or.jp

(2) F A X

投票用紙に必要な事項を記入のうえ、下記ファックス番号に送信してください。

投票先ファックス番号 日本国内 03-5216-7552

海 外 81-3-5216-7552

EメールまたはF A Xでの投票については、送受信上の事故などによる投票不着に対処するため、受領後1週間以内に選挙管理委員会から受信確認の返信を送ります。選挙人は、投票後1週間以内にこの確認通知がないときは、選挙管理委員会にその旨ご連絡ください。EメールおよびF A Xでの投票については、このような確認方法をとりますので、投票用紙に選挙人の署名・捺印は要りません。

(3) 郵便

投票用紙に必要な事項を記入のうえ、下記の宛先にお送りください。

宛先：〒101-0065 東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会 2F

公益社団法人日本語教育学会第5回代議員選挙管理委員会事務局

郵送による投票の場合には、選挙人は投票用紙に署名捺印または、押印をしてください。選挙管理委員会はこれにより投票者確認をします。

投票において、次のものは無効となりますので、ご注意ください。

(1) 選挙資格のない者の投票

(2) 選挙人が明らかでない投票

- (3) 投票する候補者名が記載されていないもの
- (4) 候補者を2名以上記載したもの
- (5) 候補者以外の氏名又は他事を記載したもの。ただし、敬称の類を記入したものは、この限りでない。

上記のいずれにも該当しないが、疑義のあるものについては、選挙管理委員会において判断することになります。

5. 開票、選挙結果について

投票の開票は、選挙管理委員会の代表が開票管理者となって、複数の普通会员の立ち合いのもとに行います。

得票数の多い順に定数に達するまでの者を代議員当選とします。ただし、定数最下位者が複数である場合には、開票立会人の下に「くじ引き」により当選者を決定します。

選挙管理委員会は、開票結果をまとめ、会長に報告します。会長による選挙結果報告の承認をもって代議員選挙が終了となります。

6. 代議員立候補のお願い、立候補の届出について

第5回代議員選挙において選出する代議員総数は38名であり、各地域ブロック別の代議員定数は2ページおよび9ページのとおりです。

各地域ブロックにおいて、立候補者が代議員定数を満たすことが、最低限必要です。また、代議員の欠員が生じた場合の欠員補充の繰り上げを想定して、補欠者も選ぶ必要がありますので、各地域ブロックにおいて代議員定数を超える立候補者が出揃うことが求められます。

立候補者が定員に満たない場合は、再選挙を行わなければなりません。

普通会员は、どなたも立候補できる被選挙権を持っていますので、ぜひ定員を超える立候補者が得られますよう、そしてまた、立候補者の推薦者としてご協力をいただきますよう、お願いいたします。

立候補の届出書及び立候補者推薦書は、所定の書式により、それぞれ選挙管理委員会あてに締め切り期日までにお送り願います。

なお、立候補者は、学会の普通会员であって、立候補届け出の日において会費滞納の期間が2年度を超えていないことが条件になります。

7. 選挙執行の組織、委員会の役割について

代議員の選挙に関する業務を公正に行うために第5回代議員選挙管理委員会が設けられ、会長から次の3名の委員が委嘱されました。

伊東祐郎委員、嶋田和子委員、西原鈴子委員

委員会の業務は次のように規定されています。

- (1) 地域ブロックごとの代議員の定数の確定
- (2) 普通会员への代議員選挙の周知
- (3) 代議員及び補欠の候補者名簿の作成
- (4) その他代議員選挙に関し必要な事項

また、各地域ブロックにおける代議員候補者の立候補状況を確認し、もし立候補者が代議員定数に満たないおそれがあるときには、選挙管理委員会を手助けして、候補者となっただけの会員を、本人の承諾を得て推薦する地域ブロック運営委員会が各ブロックに置かれます。

8. 代議員の任期開始について

選挙で選ばれた代議員は、その任期が6月22日から始まることになります。

以 上

第5回代議員改選手続き日程（予定）

月日	曜日	代議員選挙関連事項
2月22日	月	選挙公示
2月23日	火	立候補届け出開始
3月19日	金	立候補届け出締め切り
3月22日	月	ブロック運営委員会からの推薦期間開始
4月16日	金	ブロック運営委員会からの推薦期間終了
4月28日	水	候補者名簿告知 投票用紙送付
5月17日	月	投票開始
6月11日	金	投票締切
6月14日	月	開票開始
6月18日	金	開票集計完了
6月21日	月	会長承認、選挙終了 現代議員任期満了
6月22日	火	新代議員任期の始期

第5回代議員選挙ブロック別代議員定数

代議員選出地域ブロック	普通会員数 (選挙人)	代議員数	代議員補欠数
北海道・東北	184名	2名	1名
関東	1,734名	17名	6名以内
北陸・中部・近畿	1,015名	10名	3名以内
中国・四国・九州	472名	5名	2名以内
海外			
アジア・オセアニア	203名	2名	1名
北米・中米・南米	72名	1名	1名
ヨーロッパ・中近東・アフリカ	62名	1名	1名
合計	3,742名	38名	15名以内

代議員選挙に関する選挙管理委員会および 地域ブロック運営委員会の役割

I. 選挙管理委員会

1. 設置：

- (1) 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、選挙管理委員会を設置する。
- (2) 選挙管理委員会は、代議員選挙の公示の2カ月前に組織し、代議員選挙業務の終了により任務を終わる。

2. 構成等：

- (1) 委員は5名以内で、理事会が普通会員の中から選考し、会長が委嘱する。
- (2) 委員長は委員の互選による。
- (3) 委員が確定次第、委員名簿を公表する。
- (4) 委員は代議員に立候補できない。

3. 業務：

- (1) 地域ブロックごとの代議員の定数の確定（注：代議員総数は理事会が決める。）
- (2) 普通会員への代議員選挙の周知（選挙公示、投票用紙等配布）、代議員立候補者を募る。立候補受付。
- (3) 投票受付。
- (4) 投票の開票、投票の審査、当選・補欠の決定、代議員及び補欠名簿の作成。
- (5) その他代議員選挙に関し必要な事項。

4. 会議の開催

委員の委嘱が行われた後、速やかに選挙管理委員会会議を開催し、選挙公示日を含む代議員選挙に必要な事項を決める。

5. 代議員選挙の公示

代議員選挙の実施を公示し、代議員立候補者の受付を行う。公示の内容は、次のとおり：

- (1) 代議員の総数及び地域ブロックごとの人数（国内4ブロック、海外3ブロックの構成）
- (2) 代議員の任期
- (3) 代議員立候補受付期間
- (4) 投票期間
- (5) 開票日
- (6) その他必要な事項

6. 立候補受付

- (1) 代議員に立候補する普通会員から立候補受付期間内に提出される次の書類を受け付ける。

○立候補届出書

○普通会員2名以上の推薦書

(2) 選挙管理委員会は、地域ブロック単位の立候補者公報（氏名、会員番号、現職）を作成し、地域ブロックごとの普通会員に公表する。

7. 開票及び開票管理者

(1) 開票は、選挙管理委員会の代表者が開票管理者としてこれに当たる。

(2) 開票には、開票管理者のほかに複数の普通会員が立ち会う。

8. 投票の効力の決定

投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定する。

9. 選挙結果の報告

選挙管理委員会は、投票結果を集計し、投票状況並びに代議員及び代議員補欠者を会長に報告する。会長の承認をもって選挙終了とし、選挙結果を普通会員に通知する。

Ⅱ. 地域ブロック運営委員会

1. 設置

選挙管理委員会の委任を受けて、地域ブロックごとの代議員の選挙に関する業務を行う地域ブロック運営委員会を各地域ブロックに置く。

2. 構成等

(1) 理事会が普通会員の中から選考し、会長が委嘱する委員各3名をもって地域ブロック運営委員会を構成する。

(2) 海外ブロックを担当する委員会委員は、普通会員であれば、当該地域ブロックに在住することを要しない。

(3) 地域ブロック運営委員会委員は、代議員に立候補できない。

3. 主たる業務

地域ブロック運営委員会は、選挙管理委員会の委任を受けて、主として次の業務を行う。

(1) 当該地域ブロックにおける代議員選挙の周知

(2) 地域ブロックの代議員立候補者が定数に達しないときの候補者の推薦に係る業務

(地域ブロックの代議員立候補者数が定員に満たないおそれがあるときは、速やかに候補者を募り、当該候補者の承諾を得て選挙管理委員会へ推薦する。当該候補者は立候補届出書を選挙管理委員会に提出する。)

2021年2月22日 発行
発行者 公益社団法人日本語教育学会
第5回代議員選挙管理委員会

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会2F

TEL<国内> 03-3262-4291 <海外>81-3-3262-4291

FAX<国内> 03-5216-7552 <海外>81-3-5216-7552

Email<代議員選挙>senkyo@nkg.or.jp

<会員関係>kaiin@nkg.or.jp

<事務局>office@nkg.or.jp

URL <http://www.nkg.or.jp>